

令和3年1月13日

公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会  
会長 吉村真行

## 緊急事態宣言の発令について

政府から、令和3年1月7日付にて、新型コロナウイルス感染症の拡大が止まらない状況を受け、東京、神奈川、千葉、埼玉の一都三県の首都圏を対象とする緊急事態が再度宣言され、また他の地域も宣言の対象とすることが検討されているところです。

本会として、今般の宣言の対象となった地域のみならず、全国の不動産鑑定士等に対しまして、生命と健康に不安のない健全な社会を一日も早く取り戻すため、感染防止対策を徹底し、国・各地方自治体の要請に沿った適切な対応を取るようお願いいたします。

不動産鑑定評価等業務は、経済社会において必要不可欠な制度インフラであり、不動産鑑定士等は、職業専門家としてその維持のための高度な社会的使命を負っています。

不動産鑑定評価等業務にあたる不動産鑑定士等は、本会が策定した「[新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン](#)」等に十分に留意のうえ、依頼者の理解を得ながら、業務遂行に努めるようお願いいたします。

以上